

インフルエンザ発症後の対応の流れ

インフルエンザ症状がみられたら・・・

- ・「インフルエンザ罹患証明書」を持って医療機関を受診してください。

医療機関受診

- ・インフルエンザと診断されたら「罹患証明書」を医療機関で記入してもらいます。
- ・医師に発症日を確定していただきます。受診前から熱が出ていたり、再受診時にインフルエンザの診断がついたりした時等は、医師に発症日を判断していただきます。
- ・インフルエンザと診断されたことを幼稚園に連絡してください。

自宅安静

- ・発症後5日、かつ解熱後3日を経過するまで自宅で安静に過ごしてください。
- ・「インフルエンザ罹患証明書」には、発症日からの熱の経過を記録する表が掲載されています。毎日検温した結果を記録してください。

必要期間自宅で休んだ後「インフルエンザ罹患証明書」を持って登園

- ・医師の登園許可のための診察がなくなるかわりに、ご家庭で熱の経過を記録した結果を基に登園可能かどうかの確認をします。
- ・インフルエンザの自宅安静期間は、「発症後5日、かつ解熱後2日（乳幼児にあつては3日）を経過するまで」です。

※発症後5日とは・・・発症した日を0日とし、そこから5日間（計6日間）

※解熱後3日とは・・・1日中平熱で過ごせた日を解熱0日とし、そこから3日間（計4日間）

※発症後5日、かつ解熱後3日を経過した後、医療機関を再受診する必要はありません。

- ・インフルエンザ発症時、総合病院等の救急外来を受診し、罹患証明書を記載してもらえなかった場合に限り、「処方箋」の写しを「インフルエンザ罹患証明書」に添付することで、罹患証明とすることが可能です。
- ・インフルエンザ後の登園の際は、担当教諭へ必ず様子をお伝えください。また、受け入れ時に検温をさせていただきますのでご了承ください。

インフルエンザの出席停止期間の考え方

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項、インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間
『発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過するまで』

日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
発症●日目	発症 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目				
発症後 1 日目に 解熱した A さん	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	登園可能	下記の 2 つに両方ともチェックが 入れば登園可能です。 <input type="checkbox"/> 発症した後 5 日経過した。 <input type="checkbox"/> 解熱した後 2 日（幼児は 3 日） 発熱がない。		
出席停止（6 日間）										
発症後 2 日目に 解熱した B さん	発熱	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目	登園可能			
出席停止（6 日間）										
発症後 3 日目に 解熱した C さん	発熱	発熱	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目			
出席停止（7 日間）										
発症後 4 日目に 解熱した D さん	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目	登園可能	
出席停止（8 日間）										
発症後 5 日目に 解熱した E さん	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1 日目	2 日目	3 日目	登園可能
出席停止（9 日間）										

出席停止の期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。